

令和8（2026）年度ZEV普及促進事業委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8（2026）年度ZEV普及促進事業（以下「委託事業」という。）を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

2 背景・目的

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、県民や事業者がZEVに試乗することにより、性能や利便性を体感し、正確な情報を得ることでネガティブなイメージ（航続距離や充電インフラに対する不安等）を払拭し、ZEVの普及促進を図ることを目的とする。

3 用語の定義

この事業において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

ZEV 走行時にCO₂等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を指す。なお、PHVはEVモードによる走行時に限る。

4 業務の内容

県民等がZEVに試乗し実際に運転することを主軸とした試乗会を実施する。

なお、試乗に際して自動車販売会社等の協力を仰ぐ際には、以下に示す本試乗会の趣旨等を協力者に対して事前に説明すること。

（1）会場及び実施期間

会場は、日光サーキット（宇都宮市高松町984）を原則とし、（3）に記載の試乗会の実施に必要な会場・設備の確保をすること。

令和9（2027）年2月までの土曜日、日曜日又は祝日に1回開催すること。

（2）対象等

県民等を対象者とし、試乗参加者は40組以上とする。

（3）試乗会内容

① ZEV試乗体験

試乗に使用する車両は国内自動車メーカーの車両とし、その手配を行うこと。なお、手配する車両は、広く自動車販売会社に協力を仰ぐなど特定のメーカーに偏らないように留意すること。

ZEVの良さがわかるようなサーキット内での試乗コースを設定すること。この際、PHVの試乗については、EVモードによる走行に限定すること。

② ZEVに関するセミナーの実施

ZEVの特性を理解できる内容のセミナーを実施すること。

③ その他ZEVへの理解促進に向けた体験

①及び②以外に、参加者が試乗体験の待ち時間を有効に活用し、ZEVに関わる周辺設備の体験等、ZEVへの理解が促進される企画を実施すること。加えて、試乗の体験者以外の集客も図れるよう内容を工夫すること。

(4) 試乗会参加者募集に向けた広報

イベント開催案内及び参加者募集のチラシを作成し周知を行うこと。参加者募集に当たっては、県民・事業者の興味関心を引くよう、マスメディア、SNS等を用いて広報を行うこと。

(5) 試乗会参加者の受付及び選定の実施

試乗会参加者の応募受付及び選定を行い、選定結果を応募者へ連絡すること。なお、応募受付及び選定の方法は、甲と協議して決定すること。また、定員に達した場合は、キャンセル予約の受付をすること。

(6) 当日の運営及びアンケートの実施

受付等、当日の参加者に関する手続きを実施すること。

また、試乗会全体に対する満足感や改善点等についてアンケートを実施し、結果を集計すること。なお、アンケート項目については、甲と協議の上決定すること。

(7) 参加者等の安全確保

参加者等については、必要なイベント保険への加入のほか、安全に運営ができるよう、人員配置を行い、誘導・警備や安全管理を行うこと。

(8) その他

試乗会の開催に必要な現地での設営、車両や人の誘導、実施後の清掃等を実施すること。また、各種調整のために甲と必要に応じ、打合せを行うこと。

5 成果品等の提出

(1) 成果品等の内容

- ・実績報告書（A4版・長辺綴じ・簡易製本）1部
※来場者アンケートの集計及び分析結果含む
- ・試乗会に関する写真 一式
※写真は、JPEGデータで提出し、県のホームページに掲載できるものとする。
- ・その他甲が指示するもの

(2) 提出期限

令和9（2027）年3月12日（金）

6 契約期間

契約日から令和9（2027）年3月19日（金）まで

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施目的はZEVの普及促進であり、特定の自動車メーカー、車種、充電設備等のPRを目的とするものではない。
- (2) 会場費を含め、試乗会の実施に係る一切の費用は委託料に含めるものとする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること（解決に要する一切の費用負担を含む。）。
- (4) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

- (5) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、実施するものとする。
- (7) 乙は、乙が受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (8) 委託事業を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、あらかじめ甲の承認を受けた上で、委託事業の一部を第三者に委託することができる。ただし、再委託をする場合は、委託業者に(1)～(6)を遵守させること。
- (9) 本仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容について、甲と乙との協議の上、内容の一部変更を行うことがある。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 契約締結後、速やかに工程表を作成すること。